

滋賀県首都圏情報発信拠点取扱商品選定 基本方針

1 趣旨

琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史文化、その豊かな環境で育まれた「食」や「モノ」の魅力を「ヒト」や「コト」とともに伝え、本県への誘客・移住、販路開拓等へとつなげることを目的に滋賀県情報発信拠点（以下「拠点」という。）において取り扱う商品についての基本方針を定めるものであり、以下の基準等を総合的に判断して選定を行う。

2 取扱商品の選定基準

(1) 原材料等

- ① 農林水産物（畜産物を含む）
滋賀県内で生産、収穫されたもの
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品・工芸品等）
 - (ア) 商品の主要な原材料が滋賀県産であって、商品の製造または加工の最終段階を滋賀県内の事業者が行っているもの
 - (イ) 商品の主要な原材料が滋賀県産であって、滋賀県外の事業者により製造または加工された商品の販売を滋賀県内の事業者が行っているもの
 - (ウ) 商品の主要な原材料が滋賀県外産であって、その製造または加工の最終段階を滋賀県内の事業者が行っているかもしくはその販売を滋賀県内の事業者が行っていること

(2) 安全・安心事項

- ① 食品安全基本法、食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化等に関する法律）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと
- ② 品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること）
- ③ PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること
- ④ 知的財産権の係争中でないこと
- ⑤ 原材料産地証明がなされていること、または、産地表示が商品パッケージに記載されていること
- ⑥ 発火、爆発等の危険性がないこと、また、異臭発生のおそれがないこと
- ⑦ 公序良俗に反しないものであること

(3) 基本的な基準

次のそれぞれの項目に照らし、総合的に判断し、選定する。

- ① 商品誕生の背景にストーリー性があるもの
- ② 滋賀の風土や郷土をイメージできるもの
- ③ 環境先進県を印象付けるもの
- ④ 周囲に自慢したくなるような話題性のあるもの
- ⑤ 滋賀の伝統・文化を感じさせ、上質感のある商品デザインであるもの
- ⑥ 全国・世界から選ばれるような、本県のブランド価値を高めるもの

3 応募事業者の条件

- (1) 商品を生産、製造・加工、販売している個人、法人、その他団体であること
- (2) 暴力団や団員、それらと関連がないこと

4 応募・選定の流れ

応募・選定は以下の手順で行う。

- (1) エントリーシートの作成・送付（応募希望事業者⇒運営事業者）
- (2) 提案内容について集約・分類・整理（運営事業者）
- (3) 一次審査（県・運営事業者）
 - ① エントリーのあった商品について、商品選定会議（滋賀県、運営事業者、（公社）びわこビズターズビューロー、有識者で構成）において、選定基準により審査する。
 - ② 審査結果は、一次審査通過の場合は二次審査の日時を、選定外の場合は理由を付して、運営事業者が応募事業者に通知する。
- (4) 二次審査（運営事業者⇔一次審査通過事業者）
 - ① 一次審査通過事業者を対象に個別商談会を実施する。
 - ② 仕入れにかかる発注、納品等の条件の詳細を商談会において決定する。
- (5) 登録商品のリスト化（運営事業者）
- (6) 納品調整（運営事業者⇔商談成立事業者）

販売シーンに合わせて商品を選択し、品揃えをしていく。

5 取引条件等

取引の条件については、商談成立事業者と運営事業者間にて双方の合意に基づき決定されるものとする。

原則として、食品については買取り、工芸品（非食品）については委託販売とする。

6 その他

- (1) 応募事業者が提案した商品にかかるパッケージやデザイン、梱包の大きさ等について、運営事業者が商品選定会議委員の意見を基に、首都圏にマッチした仕様変更などを提案する場合がある。
- (2) 本方針に定めるもののほか、詳細については、別途定める「取扱商品募集要領」に示すとともに、本方針に定めのない項目については、県と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする。